

令和8年4月定例会 教育長報告

◆4月の主な活動

- 1日 令和8年度新規採用教職員辞令伝達式（ふれあいホール）〔教育長〕
学びの多様化学校開校式（新通小学校内）〔教育長〕
- 2日 静岡市校長会総会（教育センター）〔教育長〕
- 3日 交通安全グッズ贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕
- 7日 蒲原小中学校開校式（蒲原小中学校）〔教育長〕
- 8日 静岡県市町教育委員会教育長会（県庁）〔教育長〕
- 16日 静岡県立するが視覚総合特別支援学校開校記念式典（駿河区内）〔教育長〕
- 22日 自動車関連図書贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕
- 23日 教育長・教育委員辞令交付式（静岡庁舎）〔教育長・永松委員〕
教育委員会定例会・協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 24日 静岡県都市教育長協議会正副会長会議及び総会（ふじさんめっせ）〔教育長〕

◆5月の主な予定

- 7～8日 関東地区都市教育長協議会総会（群馬県高崎市）〔教育長〕
- 16日 静岡県退職校長親和会静岡支部総会（県教育会館）〔教育長〕
清水退職校長会総会（おしば会館）〔教育長〕
- 17日 静岡市PTA連絡協議会感謝状贈呈式（清水テルサ）〔教育長〕
- 18日 教育委員会協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 20日 校長会支部訪問（安倍口小）〔教育長・委員〕
- 21日 海のみらい静岡友の会総会（静岡商工会議所清水事務所）〔教育長〕
- 26日 教育委員会定例会・協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

報告第1号

教育長職務代理者の指名について

教育長職務代理者の指名について、次のとおり報告する。

令和8年4月23日提出

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 教育長職務代理者に指名する者 井上 美千子 委員
- 2 報告理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、
令和8年4月23日付けで教育長職務代理者を指名したので報告する。

報告第2号

委員の解嘱（解任）及び委嘱（任命）について（静岡市社会教育委員）

静岡市社会教育委員の解嘱（解任）及び委嘱（任命）について専決したので、次のとおり報告する。

令和8年4月23日提出

静岡市教育委員会
教育長 中村百見
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 報告理由 推薦団体からの変更通知により、静岡市社会教育委員について、次のとおり解嘱（解任）及び委嘱（任命）した。
- 根拠法令 (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項及び第2項
(2) 静岡市社会教育委員条例（平成15年静岡市条例第270号）第3条
- 解嘱（解任）する者

選出区分	ふりがな 氏名	職業・役職	区分	在職年数	委嘱(任命)回数
学校教育関係者	はっとり のりこ 服部 紀子	美和小学校 校長	解任	1	1
家庭教育関係者	よねもち えみ 米持 恵美	静岡市PTA連絡協議会 副会長	解嘱	2	2

- 解嘱（解任）日 令和8年3月31日

- 委嘱（任命）する者

選出区分	ふりがな 氏名	職業・役職	区分	在職年数	委嘱(任命)回数
学校教育関係者	いなば けんじ 稲葉 研二	美和小学校 校長	任命	0	新
家庭教育関係者	こばやし ちあき 小林 千晶	静岡市PTA連絡協議会 副会長	委嘱	0	新

- 委嘱（任命）日 令和8年4月1日

- 委嘱（任命）期間 令和8年4月1日から令和8年5月31日まで

(参考)

選出区分	静岡市社会教育委員（新）			静岡市社会教育委員（旧）		
	氏名	職業・役職	委嘱 (任命) 回数	氏名	職業・役職	委嘱 (任命) 回数
学校教育 関係者	はせがわ まこと 長谷川 睦	安倍川中学校 校長	1	はせがわ まこと 長谷川 睦	美和中学校 校長	1
学校教育 関係者	いなば けんじ 稲葉 研二	美和小学校 校長	新	はっとり のりこ 服部 紀子	美和小学校 校長	1
社会教育 関係者	たけかわ みえ 竹川 美江	統括的な地域学校 協働活動推進員	2	たけかわ みえ 竹川 美江	統括的な地域学校 協働活動推進員	2
社会教育 関係者	やまもと ゆか 山本 由加	静岡市市民活動促 進協議会委員	2	やまもと ゆか 山本 由加	静岡市市民活動促 進協議会委員	2
社会教育 関係者	なかやま はるみ 中山 治己	静岡市自治会連合 会 常任理事	1	なかやま はるみ 中山 治己	静岡市自治会連合 会 常任理事	1
家庭教育 関係者	こばやし ちあき 小林 千晶	静岡市 PTA 連絡協 議会 副会長	新	よねもち えみ 米持 恵美	静岡市PTA連絡協議 会 副会長	2
学識 経験者	つのがえ ひろき 角替 弘規	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	4	つのがえ ひろき 角替 弘規	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	4
学識 経験者	すずき まもる 鈴木 守	常葉大学 教育学部 教授	3	すずき まもる 鈴木 守	常葉大学 教育学部 教授	3
学識 経験者	しまだ けいご 島田 桂吾	静岡大学 教育学部 准教授	2	しまだ けいご 島田 桂吾	静岡大学 教育学部 准教授	2

○社会教育法

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

○静岡市社会教育委員条例

(設置)

第1条 静岡市は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(定数等)

第2条 委員の定数は、12人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから静岡市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学校教育関係者

(2) 社会教育関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第4条 静岡市教育委員会が特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

報告第3号

教育長定例記者会見について

教育長定例記者会見について、次のとおり報告する。

令和8年4月23日提出

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 報告理由 令和8年4月30日に教育長定例記者会見を実施するため、報告する。



教育長定例記者会見

とき：2026年4月30日（木）

午前11時から

ところ：市役所静岡庁舎8階 市長公室

1. 学校現場における法務支援体制の強化について 【教育総務課】
2. 静岡市立小学校への冷凍庫の設置について 【児童生徒支援課】

次回の予定 6月23日（火）午前11時から

学校現場における法務支援体制の強化について

1 要 旨

静岡市では、いじめ重大事態や保護者からの過剰な要求など、法的観点からの判断をすべき事案が増加しており、学校現場だけでは対応が困難になってきています。そのため、2026年度から、学校案件を主に担当する顧問弁護士（以下、学校顧問弁護士）を新たに1名配置するとともに、教育委員会教育総務課に政策法務課の職員2名を新たに併任職員として配置し、学校からの法務支援体制を強化します。

2 学校における暴力行為、いじめ等の状況

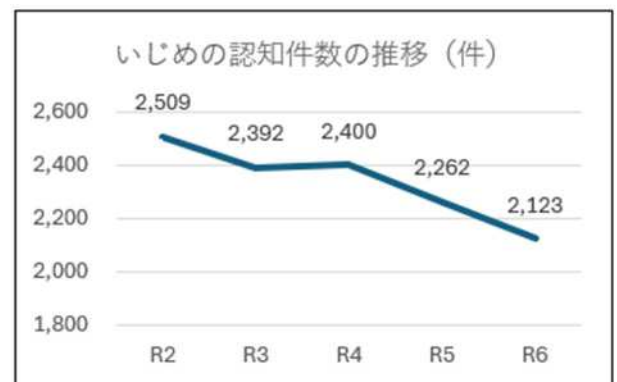
(1) 暴力行為

「令和6年度問題行動・不登校等諸課題に関する調査」では、市立の2高校を含む市立小・中・高等学校における生徒間暴力や器物損壊等の暴力行為の発生件数は、令和5年度の220件に対し、令和6年度は337件で、前年度から117件（53.2%）増加しました



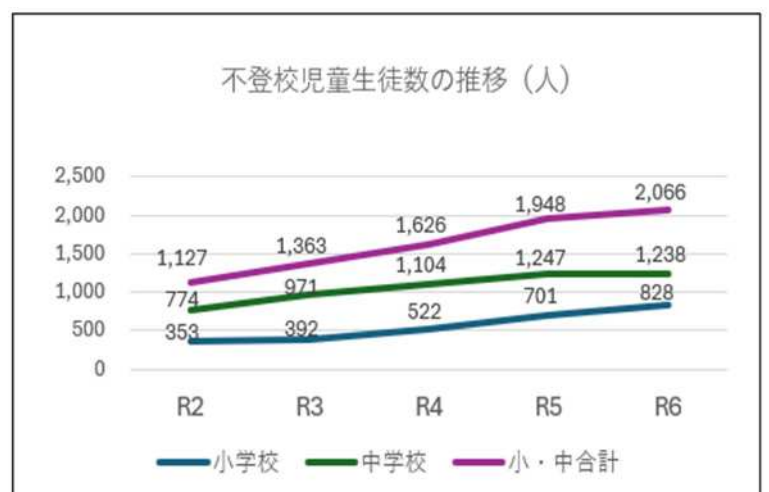
(2) いじめ

「令和6年度問題行動・不登校等諸課題に関する調査」におけるいじめの認知件数は、令和2年度から減少傾向にあり、過去5年間では最も少ない結果となっています。ただし、SNS上のいじめなど、見えづらく複雑化した事案が増加しており、対応に苦慮しています。



(3) 不登校

「令和6年度問題行動・不登校等諸課題に関する調査」における不登校者数は、小学校では令和6年度は前年度から127人増加（18%増加）し、中学校では9人減少（1%減少）しました。中学校においては3年ぶりに減少に転じましたが、小学校の不登校者数が毎年増加していることで、令和6年度の小中学校の不登校者総数は過去最多の人数となりました。



(4) 保護者からの過剰な要求

令和5年8月から開始した「スクールロイヤー活用制度」の相談件数は年々増加しており、令和7年度は26件の相談がありました。相談内容は、「保護者からの過剰な要求への対応」が13件と最も多くなっています。

事案の種類	令和5年度 R5.8.1開始	令和6年度	令和7年度
A いじめ事案への対応について	3	4	2
B 触法、非行、暴力、性加害等の問題行動への対応について、児童虐待等への対応について	2	3	0
C 学校事故への対応や安全配慮義務についての指導、助言	1	4	1
D 保護者の過剰な要求への対応について	9	6	13
E 児童生徒の権利保護の視点からの指導、助言	0	1	2
F その他学校に関する諸問題への対応について	1	2	8
計	16	20	26

3 2026年度から開始する学校顧問弁護士について

(1) 導入の経緯

「スクールロイヤー活用制度」の相談件数の中には、早期段階から学校の立場に立った交渉や継続的な法的支援を必要とする事案が増加していることや、現行の制度は、保護者との面談の場に代理人として同席することができないことなどから、十分に対応しきれない場面が生じていました。

また、2026年3月に文部科学省が公表した「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査（令和6年度）」では、スクールロイヤーに「保護者等との面談への同席」を依頼可能としている自治体は、指定都市で30%となっています。文部科学省は、スクールロイヤーが保護者等との面談への同席や、交渉における代理業務を行うことは学校のさらなる負担軽減につながることを期待されるとの見解を示しています。

以上のことから、弁護士が学校の立場に立って保護者等との面談に同席するなど、迅速かつ実務的な法的支援を行うため、学校顧問弁護士を新たに1名配置することになりました。

(2) 学校顧問弁護士とスクールロイヤーの違い

	学校顧問弁護士	スクールロイヤー活用制度
対応業務	保護者等との面談の場に学校の代理人として 同席が可能	保護者等との面談の場に学校の代理人として 同席はできない
業務形態	市政策法務課が委嘱した顧問弁護士が継続的に対応する	県弁護士会所属の弁護士が法務相談に対応する

(3) 期待する効果

児童生徒にとっては、児童生徒間のいじめやトラブルなどの早期解決、深刻化の防止が図られ、安心して学校生活を送り、充実した学びを受けられるようになることが期待されます。

また、教職員にとっては、法律の専門家による支援を得られることで、精神的負担の軽減、保護者との信頼関係の構築、児童生徒と向き合う時間の確保につながります。

4 教育委員会の体制強化について

2026年4月から、教育委員会教育総務課に総務局政策法務課の職員2名を新たに併任職員として配置することで、初期対応の段階から主体的に法務対応を行う体制へと強化します。学校が法務相談したい事案が発生した場合、まずは学校と教育委員会が速やかに相談を実施し、必要に応じてスクールロイヤーや学校顧問弁護士への相談に繋がります。

(054-354-2496)

静岡市立小学校への冷凍庫の設置について

1 要 旨

近年、猛暑の影響から6月～10月にかけて、気温がかなり上昇することから、学校と家庭は様々な場面で、児童生徒の熱中症対策に取り組んでいます。

登校時は、各家庭で用意した帽子や冷却グッズなどを使用しています。在校時は、空調の適切な利用や学習する場所の暑さ指数に基づいた活動を行っています。

一方、下校時については、帽子などで日除けをするなどの対策に限られ、特に中学生と比べ小柄な小学生に対する、より効果的な対策が求められていました。

そこで、静岡市教育委員会として、小学生の下校時の熱中症リスクを回避することを目的に、静岡市立の小学校72校に、33Lサイズを118台、60Lサイズを240台、合計358台の冷凍庫を設置します。なお、令和7年7月に行った学校向け事前調査結果を踏まえ、既存の冷凍庫で対応できると回答した6校(賤機北小、大河内小、玉川小、井川小、大川小、清水穴原小)には設置しません。

冷凍庫を設置することにより、各家庭で購入・用意し、登校時に使用したネックリングなどの冷却グッズを下校時まで再冷却することができるようになります。

その結果、日中の一番暑い時間帯に下校する小学生は、再冷却された冷却グッズを利用できるようになり、これまで以上に熱中症対策が施され、安心して下校できるようになります。

2 運用について

冷凍庫の利用に当たっては、冷凍可能な冷却グッズに限定し、必要に応じて個別に袋に入れるなどの衛生面に対する配慮を行います。(クールタオルやペットボトルなどを冷凍庫で冷却することは想定していません。)

なお、ネックリングや保冷剤などの冷却グッズの利用は、各家庭の判断とします。

登校後の冷却グッズの回収・保管は、各学校の実情に応じて運用します。先行都市の事例を参考に、小学生による係活動での管理も検討します。

また、冷却グッズの利用の有無が差別やいじめにつながらないよう、学校は小学生への指導を徹底します。

3 静岡市が設置する冷凍庫の台数及び規格

原則、60人未満に33Lサイズを1台、60人以上120人未満に60Lサイズを1台とする設置基準と、学校の統合や児童数の推移をもとに、全ての児童が冷却グッズを持参した場合でも対応できるよう台数を算出しました。

規格については、運用しやすい小型のサイズを選定しました。

<設置する冷凍庫>

サイズ	冷却グッズ収納上限数	設置台数	品番	画像
33L	60人分	118台	ハイアール：JF-U3A	別紙1
60L	120人分	240台	ハイアール：JF-U6A	別紙2

<設置台数の基準>

内容	サイズ	台数	備考
全生徒数			
全学年の合計が60人未満	33L	1台	—
1, 2年生			
2学年の合計が60人未満	33L	1台	教員が補助し児童が管理。保管数が多くならず混在しないよう2学年のみを想定。
2学年の合計が60人以上	33L又は60L	各学年人数に応じた台数	
3～6年生			
4学年の合計が60人未満	33L	1台	児童が主体的に管理。保管数が増えても管理することができる。
4学年の合計が60人以上120人未満	60L	1台	
4学年の合計が120人以上			
2学年の合計が60人未満	33L	1台	
2学年の合計が60人以上120人未満	60L	1台	
2学年の合計が120人以上	33L又は60L	各学年人数に応じた台数	
特別支援学級			
20人以上	33L	1台	—
19人以下	—	交流学級等で対応	

4 冷凍庫導入までのスケジュールについて

令和8年3月13日	購入業者との契約（コジマ×ビックカメラ静岡店）
令和8年3月18日	冷凍庫の設置について、各小学校へ通知
令和8年5月1日（予定）	冷凍庫の利用について、保護者へ周知
令和8年5/7～5月末	・順次納品 ・各校で冷凍庫の運用開始
令和8年10月	小学生と教職員へ効果検証について、アンケートの実施

サイズ：33L 品番：ハイアール JF-U3A ①

(出典：ハイアール公式ホームページ)



サイズ

幅：440mm

奥行：480mm

高さ：510mm



サイズ：33L 品番：ハイアール JF-U3A ②

(出典：ハイアール公式ホームページ)



サイズ：60L 品番：ハイアール JF-U6A ①

(出典：ハイアール公式ホームページ)



サイズ

幅：480mm

奥行：500mm

高さ：840mm



サイズ：60L 品番：ハイアール JF-U6A ②

(出典：ハイアール公式ホームページ)

